



## 4 報告

補助金の代表提唱者には、補助金資金の使用に関する報告が義務づけられています。報告書はすべて、**会員アクセス**から提出してください。中間報告書は最初の補助金の支払いから12か月以内に、その後は12か月ごとに提出します。最終報告書はプロジェクトの完了から2か月以内が提出期日となっています。報告書の見本をご参照ください。未使用の資金はすべて、ロータリー財団に返還する必要があります。クラブや地区が期日を過ぎても補助金報告書が未提出である場合、その報告書が提出されるまで、新規の補助金申請書を提出することができません。

報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにもCCで送信されます。

- **18カ月**: 補助金が支払われてから、または前回の報告書が受理されてから18か月以上報告書が提出されない場合、代表提唱者に財団から通知が送付されます。
- **24カ月**: 24カ月経っても十分な報告書が提出されなかった場合、2回目の通知が財団から送付されます。この通知には、その後6か月以内に報告要件が満たされない場合には、代表提唱クラブが終結となる可能性があることが伝えられます。
- **30カ月**: 30カ月経っても報告要件が満たされなかった場合、代表提唱クラブの終結が国際ロータリー理事会に勧告される旨、代表提唱クラブに伝えられます。

奨学生と職業研修チーム (VTT) が補助金活動に含まれている場合、ロータリアンではないこれらの受領者が使用した補助金についても、提唱クラブ (または地区) が責任を持って財団に報告する義務があります。これらの受領者に各自の責務について伝え、補助金資金が承認された通りに使用されるよう、受領者と定期的に連絡を保つようしてください。

留意事項: グローバル補助金の奨学金を申請する提唱者のいずれかが報告要件を満たしていない場合でも、財団が承認済みの奨学金については、奨学生への支払いと手続きが行われます。

返還されたグローバル補助金は、WF (国際財団活動資金) となります。

グローバル補助金の報告書に記載すべき内容	奨学生と職業研修チーム (VTT) を派遣した場合 (左記に加えて)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助金活動の目的</li> <li>• 補助金プロジェクト／活動の目標</li> <li>• 目標の達成状況、およびそれによって重点分野にどのように取り組んだか</li> <li>• モニタリングと評価計画の結果</li> <li>• 双方の提唱者が補助金にどのように関与したか</li> <li>• プロジェクト／活動から恩恵を得た人の数、およびどのような恩恵があったか</li> <li>• 補助金の使途の内訳 (業者名を含む)</li> <li>• 協力団体が受け持った役割 (該当する場合)</li> <li>• (プロジェクト専用口座の場合) 口座が解約されたことを示す銀行明細書、または補助金全額と利子がすべて支出されたことを示す銀行明細書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 留学 (派遣) 中に奨学生 (またはチームメンバー) から提唱クラブ (または地区) に提出された報告書</li> <li>• 留学 (派遣) 終了直後に提出された奨学生 (またはチームメンバー) からの最終報告書</li> </ul>
<p><b>報告書式はオンラインシステムからご記入いただけます。</b></p>	